

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和22年1月1日、資格喪失日は23年2月4日であると認められることから、申立期間のうち22年1月1日から23年2月4日までの期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年1月から同年11月までは150円、同年12月及び23年1月は1,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月1日から23年5月1日まで  
② 昭和33年5月1日から38年5月1日まで

私は、昭和22年1月から23年4月末まで食事係としてB丸に乗船したが、当該乗船期間が船員保険の加入記録とされていない。他の同僚には加入記録があるにもかかわらず、私だけ記録が欠落していることは納得できない。

また、昭和33年5月から38年4月末まで居宅の近くにあったC営業所で、海砂を運搬する作業に従事し、給料から保険料が控除されていたが、この期間についても同僚には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の記録は欠落しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「D氏が所有するB丸に乗船し、同郷の同僚とともに石炭を運搬する作業に従事していた。」と主張しているところ、当該同僚は、「私もB丸での乗船期間は船員保険被保険者期間とされておらず、いつごろかは、はっきり憶えていないが、申立人と同時期にD氏が所有する同船に乗っていた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同船において勤務していたことが推認できる。

また、B丸の船舶所有者であるDについて、オンライン記録と申立期間①当時のE県の船員保険適用事業所であったA事業所に係る船員保険被保険者名簿の内容から判断すると、同事業所において、船員保険被保険者であったと考

えられるところ、同名簿には、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する昭和22年1月1日から23年2月4日までの期間に係る船員保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人に係る船員保険被保険者記録であると認められることから、申立人のA事業所における船員保険被保険者の資格取得日は昭和22年1月1日、資格喪失日は23年2月4日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA事業所に係る船員保険被保険者名簿の記録から、昭和22年1月から同年11月までは150円、同年12月及び23年1月は1,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和23年2月4日から同年5月1日までの期間については、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「F郡G町HにあったC営業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、申立人が主張する当該事業所は、オンライン記録では確認できないものの、名称の異なるI社（現在は、J社）において、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は、「時期は、はっきり憶えていないが、同郡G町Hに設立された同社の営業所において、申立人と一緒に勤務していた。」と供述している上、J社K支店の事務員は、「名称及び設立年月日等の詳細は不明であるが、当社は、同郡G町Hに営業所を設立していたことがある。」と供述していることから、申立人が主張するC営業所は、I社が同郡G町Hに設立した営業所であると考えられ、申立人は、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、I社における申立人の勤務期間については、オンライン記録によると、申立期間②から約3年経過した後の昭和41年8月1日から42年11月16日まで厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、このことについて、申立人は、「C営業所に勤務したのは一度だけであり、当該事業所を辞めた後、再び勤務したことは無く、社会保険庁（当時）の記録が誤っている。」と主張しているものの、オンライン記録によると、前述の同僚のI社での厚生年金保険被保険者期間は同年6月1日から43年2月1日までとされており、41年12月25日までは別の事業所において被保険者であったことが確認できる上、申立期間においては義務教育期間中であったことから、申立人の同僚として同社で勤務した期間は、オンライン記録上の申立人と当該同僚の同被保険者期間が重なる期間、すなわち42年6月1日から同年11月16日までの期間であると考えられる。また、申立人の戸籍の附票によると、申立期

間の期間内の 38 年 4 月 6 日に F 郡 G 町 H から L 市 M 区に転出しており、申立人の娘も、「同年 3 月末ころに家族全員で L に引っ越した。」と供述していることから、申立人が、同社において、申立期間から継続して 42 年 11 月 16 日まで勤務したとは考え難い。

さらに、申立人は、「C 営業所には、私の母が先に入社し、炊事係をしていた。母は、私より先に当該事業所を退職した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の母親と思われる厚生年金保険被保険者の I 社における同被保険者期間は、昭和 39 年 7 月 21 日から 42 年 11 月 11 日までの期間であると確認できることから、申立人が同社に勤務した時期は、オンライン記録が存在する 41 年 8 月 1 日から 42 年 11 月 16 日までの期間であると考えるのが自然である。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間②においては、I 社が F 郡 G 町 H に設立した営業所に勤務していなかったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間が未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

勤めていた事業所を昭和 58 年 6 月に退職した。その後、再度就職しようと思っていたため、すぐには国民年金の加入手続をしなかったが、60 年 4 月に加入手続をし、A 町（現在は B 市）役場の窓口で 1 年分の保険料をまとめて納付したように記憶している。

納付した金額は覚えていないが、私の年金手帳に記載されている資格取得日も「60 年 4 月 1 日」となっており、昭和 61 年 4 月からは、町役場窓口で夫の厚生年金保険からまとめて控除するので納付しなくてよいと言われたように記憶している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に国民年金に加入したと申し立てしているところ、申立人の所持する年金手帳には、被保険者となった日として「60. 4. 1」の日付が押印されているものの、同日付印とともに「-A」、被保険者の種別「強制」と記載され、同年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得したことになっている。

しかしながら、第 3 号被保険者制度は、昭和 61 年 4 月から開始されたため、60 年 4 月の時点で町役場は第 3 号被保険者資格取得の記載をすることはできず、A 町の被保険者名簿も 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得した記載になっていることを踏まえると、申立人の年金手帳の記載は、「61. 4. 1-A」と記載すべきところを「60. 4. 1-A」と誤って記載したものと推認できる。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料納付に関する記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月30日から61年4月6日まで

申立期間は、有料老人ホームのA事業所において、住み込みで入所者の食事の準備等の仕事をしていた。

申立期間当時の給与総額は約12万円であったが、光熱費や布団代まで天引きされ、手取額は6万円程度であった。

A事業所における雇用保険の被保険者記録があることから、厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、申立期間に同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の主張、雇用保険の被保険者記録及び申立人の記憶しているA事業所の同僚の供述から申立人が申立期間当時、同事業所において勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が記憶しているA事業所の同僚は、「私も申立期間当時、同事業所で勤務していたが、事業主は厚生年金保険を掛けてくれるような人ではなかった。私も同事業所での厚生年金保険の被保険者記録は無く、給与からは何も控除されていなかった。」と回答している上、オンライン記録によると、当該同僚も同事業所における同保険の被保険者記録は無い。

また、申立人は、申立期間を含む昭和52年4月7日から平成20年4月1日までの期間、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、オンライン記録により、昭和36年4月から平成元年2月までの期間、国民年金の被保険者であり、保険料についても納付していることが確認できる。

さらに、A事業所は、申立期間後の平成元年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、オンライン記録により、申立期間当時、

同事業所で同保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立期間当時の事業主は、既に亡くなっているものと推認できることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについての供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、A事業所が適用事業所に該当した昭和56年10月1日から適用事業所に該当しなくなった平成元年1月31日までの期間に10人が同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同原票において健康保険整理番号の欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

また、申立人は、「申立期間当時の給与の総支給額は12万円程度であったと思うが、住み込みであったため給与から食費や光熱費の上に布団代まで天引きされ、手取りは6万円程度であったことから、天引きされた金額の中には、厚生年金保険料が含まれている。」と主張しているが、これを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 17 日から同年 9 月 1 日 まで

私は、昭和 31 年 6 月 17 日から A 社（現在は、B 社）所有の C 丸で勤務をしており、船員保険の保険料を給与から控除されていたので、年金記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の主張、同僚の供述及び船員手帳に記載されている雇入日から、申立人が、申立期間において、A 社の所有する C 丸で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において船員保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和 31 年 9 月 1 日である同僚は、「私は、同年 4 月から乗船しているが、申立期間当時、船の仕事は厳しく、若い人ですぐ辞める人がいたため、適性をみるような期間があり、9 月までの 5 か月間は、船員保険に加入していない。」と供述している。

また、申立人については、オンライン記録上、A 社に勤務する前に船員保険の記録が確認できないところ、同社における同保険の被保険者資格取得日が申立人と同一である前述の同僚は、「適性をみるような期間については、職歴等が加味され、短くなった。」と供述しており、申立期間当時の同社における同僚 10 人について、船員歴と同社での雇入日及び船員保険の被保険者資格取得日を見ると、オンライン記録において、同社に勤務する前に同保険の被保険者記録が確認できる同僚は、すべて乗船後すぐに同保険の被保険者資格を取得しているが、同社に勤務する前に同保険の被保険者記録が確認できない同僚の中には、乗船後すぐには同保険の被保険者資格を取得していない者が確認できることから、同社では、同保険の被保険者資格の取得に関し

て、船員歴等により異なる取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時にA社等系列会社の事務を統轄していたD社におけるA社の事務担当者は、「船員の雇入れや船員保険の加入については、事後承認という感じでその詳細は分からない。」と供述しており、現在のD社におけるB社の事務担当者は、「申立期間当時の資料は無いことから、船員保険の取扱いは分からない。」と回答している。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間における整理番号に欠番は無く、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年1月1日まで  
A社には、同社B営業所において昭和27年4月1日に臨時職員（長期）として採用され、その後、嘱託を経て、35年4月に正社員となった。  
しかし、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは、採用後9か月経過した昭和28年1月1日となっているので、採用時から同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、主張及び同僚の供述から、申立人は、昭和27年4月1日からA社B営業所において、事務系の臨時職員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証を見ると、申立人の同保険の被保険者資格の取得日は、昭和28年1月1日であることが確認できる上、A健康保険組合の加入日も同日となっている。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に入社したと主張している昭和27年4月1日から、同保険の被保険者資格を取得している28年1月1日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している同僚で供述の得られた6人のうち、入社時から同保険の被保険者記録がある同僚4人は、いずれも「学校を卒業後、正社員として入社した。」旨供述し、申立人と同じく臨時職員として入社し、入社時及び入社3か月後から記録があると供述している同僚2人は、いずれも「私は工業高校を卒業した後に入社し、入社後は、技術系の仕事をしていた。」旨供述している。

さらに、前述の供述を得られた同僚6人は、いずれも「厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨供述しているところ、A社に係る同保険被

保険者名簿において、正社員として入社したと供述している同僚と臨時職員として入社したと供述している同僚の同保険被保険者資格取得時における標準報酬月額を比較すると、臨時職員として入社した同僚は、正社員として入社した同僚よりも低い金額であることが確認できる。

加えて、A社から提出された申立人の「従業員カード（1）」を見ると、申立人の入社日は、申立人が正社員となったと主張している昭和35年4月1日であることが確認できるところ、その入社区分欄には「過年度」と記載されているが、当該記載について、同社は、「大卒、高卒のいわゆる新卒者は入社区分が『新卒』となるが、中途採用などそれ以外の採用は、『過年度』となる。」と回答している。

これらを併せて判断すると、申立期間当時、A社における給与及び厚生年金保険被保険者資格の取得に係る取扱いは、正社員と臨時職員、さらには臨時職員においても技術系と事務系では、異なっていたものと推認できる。

また、A社は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては、不明と回答している上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から33年9月30日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間についての年金記録が無い旨の回答をもらった。しかしながら、現在、年金記録が有るA社に入社した昭和33年10月以前に、B市内にあったC社という不動産業の会社で勤務しており、同社では厚生年金保険に加入していたと思うので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が勤務していたとするB市にあったC社は、法人登記簿の記録により、昭和29年12月8日設立となっているものの、社会保険事務所(当時)の記録においては、申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、C社の元役員は、「申立期間当時の同社は、同社を事業主から任されていた事業主の娘婿が一人で経営していた会社であった。申立人がある時期に同社の事務所に出入りしていたのは何度か見かけたが、常時勤務していたかどうかは不明であり、他に従業員はいなかった。」と供述していることから、申立期間の同社は、従業員数において当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所としての要件を満たしていなかったことが推認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、C社を事業主から任されていた事業主の娘婿は、申立期間のうち、同社の設立前である昭和29年8月20日までは、Dの他の事業所で厚生年金保険被保険者となっている上、30年7月15日から同年12月1日までの期間及び33年6月20日以降は、それぞれB市の他の事業所で同被保険者となっていることが確認できる。

加えて、法人登記簿の記録によれば、C社は平成9年5月に解散している上、申立期間当時の同社の事業主及び同社の経営を任されていた事業主の娘婿は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる供述や関連資料を得ることはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月29日から28年1月1日まで  
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間についての年金記録が無い旨の回答をもらった。しかしながら、昭和28年に結婚する前には、A市内にあったB社で勤務しており、同社では厚生年金保険に加入していたと思うので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が勤務していたとするA市にあったB社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和27年6月1日であることが確認できるものの、申立人は、同社の入社時期及び在籍期間等についての具体的な記憶は無く、同社において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「私は、同社で1年間ほど勤務していたのに、年金記録を確認したら同年6月1日からの1か月間しか加入記録が無い。申立人の名前に記憶があるが、同社での勤務期間や厚生年金保険の加入の有無については分からない。」と供述している。

また、オンライン記録によると、B社は昭和37年1月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及び同社の経営に関与していた事業主の弟も既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いに関する供述や関連資料を得ることはできない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 6 日まで

年金記録確認のため、社会保険事務所（当時）で期間照会をした際、A社に勤務した期間について、既に脱退手当金が支給されているので年金として支給できないと言われ、初めて脱退手当金制度があることを知ったが、同じころに同社を辞めた妹は、同社で勤務した期間を老齢厚生年金として受給しており、私だけ脱退手当金を受領したという記録に納得がいかないので詳細な調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、2年以上の厚生年金保険被保険者期間を有し、かつ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年9月6日の前後2年以内に資格喪失した女性31人のうち、23人に脱退手当金の支給記録があり、全員に同資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A商店（又はB商店）において、エビをC内の食堂、Dのレストラン、旅館などに配達をしていた。見習期間は無く、会社の2階に住み、正社員として働いており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので記録が無いことに納得できない。

申立期間②については、公共職業安定所からの紹介でE社に入社した。仕事の内容は主に引っ越しや市場の魚の運搬であり、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間当時、CのF区GにあったA商店（又はB商店）で勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記簿も確認できない。

また、A商店（又はB商店）が所在していたと申立人が主張している地域の商工会議所（C商工会議所F支部）に照会したところ、「申立期間①当時の関係資料は残っておらず、当該事業所については確認できない。」旨の回答であった。

さらに、申立人は、A商店（又はB商店）における事業主及び同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の当該事業所における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②について、申立期間当時、E社に勤務していた同僚3人が「申立人が同社に勤務していた記憶がある。」と供述していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間ころ、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、これら同僚3人については、厚生年金保険の被保険者資格取得までに長期にわたる未加入期間が存在する上、当該同僚3人のうち1人は、「申立期間②当時、E社には厚生年金保険に加入している者と加入していない者がおり、また、同社は入社後一定期間様子をみた後に、本人に同保険への加入意思を確認した上で同保険への加入を決めていたと思う。」と供述していることから、同社は厚生年金保険の加入の取扱いについて、試用期間を設けたり、本人の希望に基づく加入手続を行っていたものと考えられる。

また、E社の申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立期間②におけるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から5年1月1日まで

私は、A社の同僚10人ほどと一緒に平成元年5月ころに同社を辞め、別会社のB社を設立した。同社には設立当初から常時10人ほどの従業員がおり、会社の規模からすれば厚生年金保険に加入する義務があったと思うので、同社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間の一部である平成元年9月26日から5年1月1日までの期間において、申立人のB社に係る被保険者記録が確認できること、及び同社の設立当初から在籍していたと考えられる同僚4人の供述から判断すると、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年1月1日であり、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、経理担当として経営に携わっていた同僚は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる平成5年1月1日以前は、給与から所得税及び雇用保険料は控除していたが、厚生年金保険料は控除していなかった。同社を設立する時に、A社から移籍する者全員で何度も経営方針等について打ち合わせをしているので、申立人を含む全員がB社は厚生年金保険に加入しないことを承知し、納得しているはずである。」と供述している。

さらに、申立期間当時、経理事務担当者であった女性従業員も、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる平成5年1月1日以前は、給与から厚生年

金保険料を控除していなかった。」と供述している上、当該担当者は、オンライン記録から、申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。